

(公印省略)

2 福介連監指第 10 号
令和 2 年 4 月 6 日

居宅介護支援事業所 管理者様
介護予防支援事業所 管理者様
地域密着型サービス事業所 管理者様

福岡県介護保険広域連合
事 務 局 長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の運営に関する臨時的な取扱いについて（第 2 報）

日ごろより当広域連合の介護保険事業の運営についてご理解ご協力いただきありがとうございます。

先般、当広域連合より 2 月 25 日付事務連絡にて「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の運営に関する臨時的な取扱いについて」を通知いたしましたが、福岡県内での新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当広域連合では下記のとおり内容を改めましたので必要に応じて対応してください。

また、本取扱いは期間限定のものとし、終了する際には改めて通知します。

記

1 居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所

サービス担当者会議及びモニタリング等自宅訪問が必要なことについて

利用者やその家族等及び他事業所職員など直接対面して行う業務のうち、サービス担当者会議等業務上の会議やモニタリング等については、代替措置として電話・FAX・メール等を活用し、照会や聞き取りで行うことを原則とする。

また、利用者やその家族等への説明・同意などについても電話などで行い、書面での署名・捺印が必要なものについては、郵送等の手段で対応を行ってよいものとする。

なお、上記の取扱いにより講じた代替措置の概要や経緯は必ず支援経過等に記録することとし、記録があるものについて減算や指導の対象とはならず、また各種加算の要件を満たしているものとして取り扱うこととする。

2 地域密着型サービス事業所

運営推進会議や身体拘束適正化委員会等の代替措置について

やむを得ず運営推進会議等や身体拘束適正化委員会等を開催することができない場合は、代替措置として議事を各委員に送付し意見を求め集約することで開催したものとみなし、上記の対応を行った際は、経過や記録を必ず残すこととする。

利用者宅訪問等が算定要件となっている加算（個別機能訓練加算等）について

加算（個別機能訓練加算や生活機能向上連携加算等）の算定要件等にある、利用者やその家族等及び他事業所職員など直接対面して行う業務等については、代替措置として電話・FAX・メール等を活用し、照会や聞き取りで行うことを原則とする。

また、利用者やその家族等への説明・同意などについても電話などで行い、書面での署名・捺印が必要なものについては、郵送等の手段で対応を行ってよいものとする。

なお、上記の取扱いにより講じた代替措置の概要や経緯は必ず個別に記録することとし、記録があるものについて減算や指導の対象とはならず、また各種加算の要件を満たしているものとして取り扱うこととする。

【問い合わせ先】

福岡県介護保険広域連合本部 事業課
(係名・電話番号)

監査指導係 092-981-9075

指定係 092-981-9074

給付係 092-981-9073